

文化庁における日本語教育施策

平成25年度 文化庁日本語教育大会

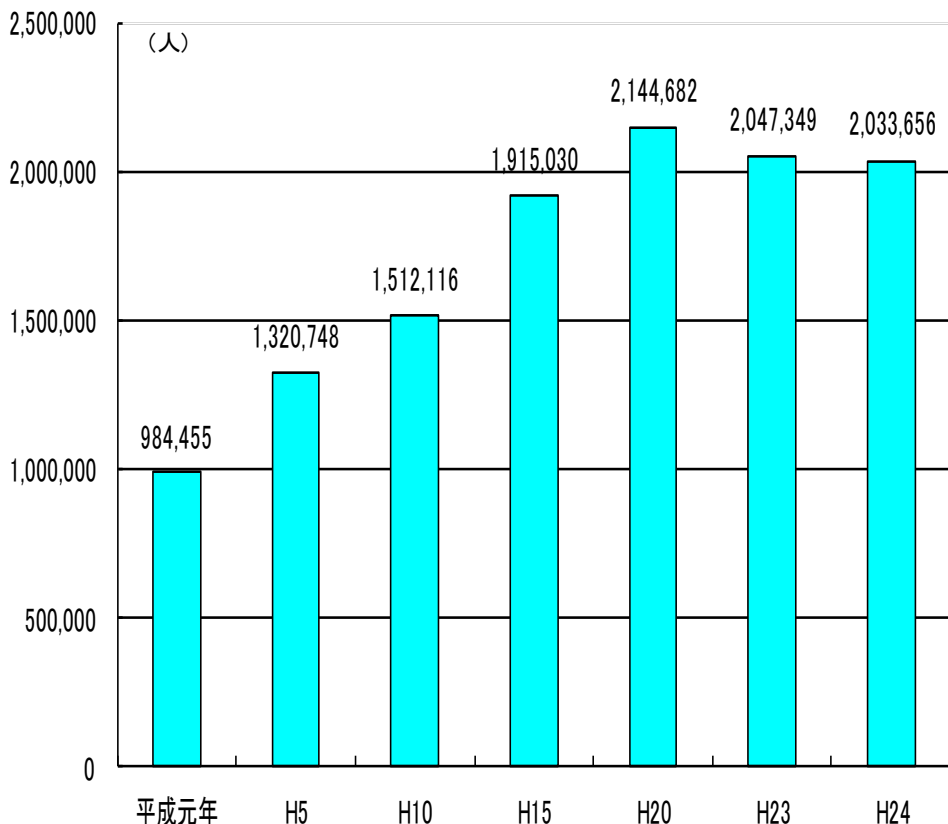
日程：平成25年8月30日（金）

場所：昭和女子大学

外国人に対する日本語教育の推進－国内の日本語学習者数等の推移－

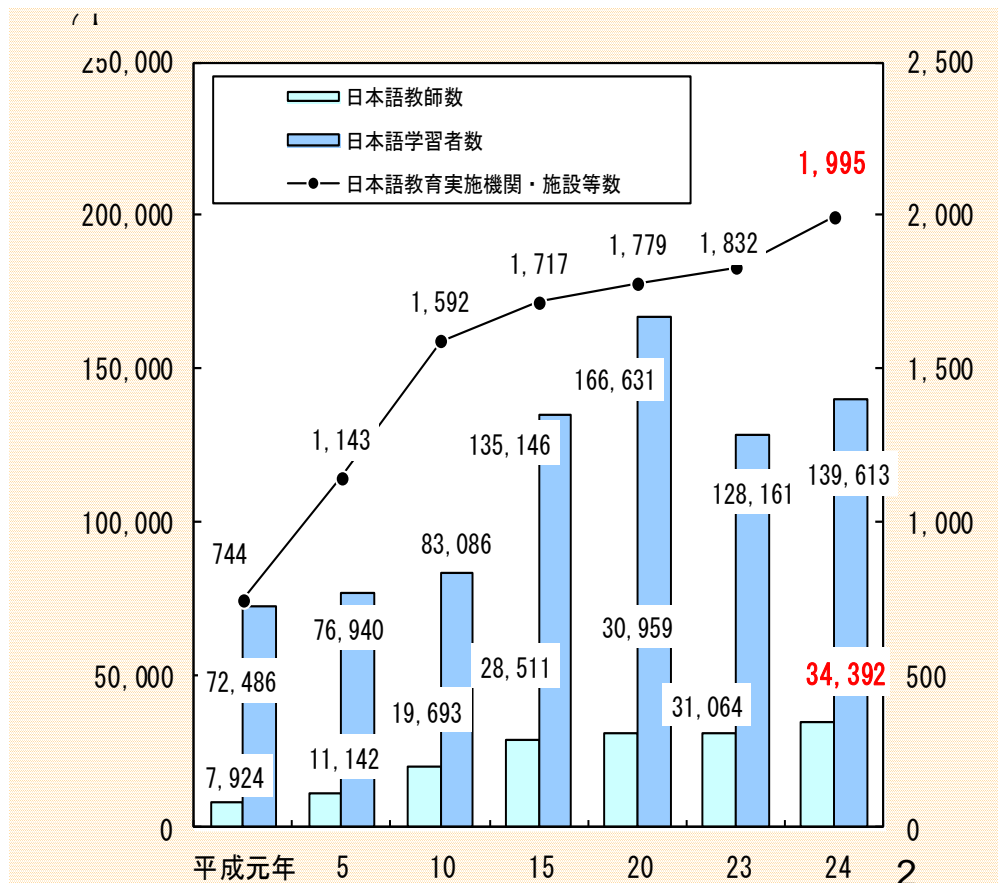
- 平成24年末現在で、在留外国人数は約204万人となり、4年続けて減少。我が国人口の1.6%を占める。
- 国内の日本語学習者数は、長期的には増加傾向にあり、平成23年には、平成2年と比較して倍増の約13万人。平成23年は東日本大震災の影響等により約4万人減少したものの、平成24年は約1万人増加。

在留外国人数の推移



※平成23年までは外国人登録者数、平成24年は在留外国人数
いずれも法務省調べ（各年末現在）

国内の日本語学習者数等の推移

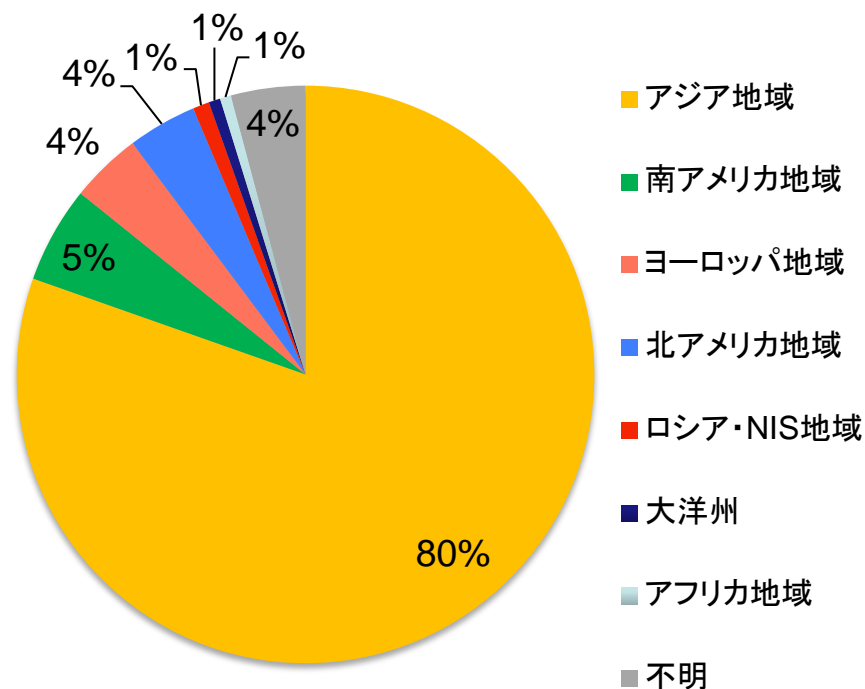


※出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」
（各年11月1日現在）

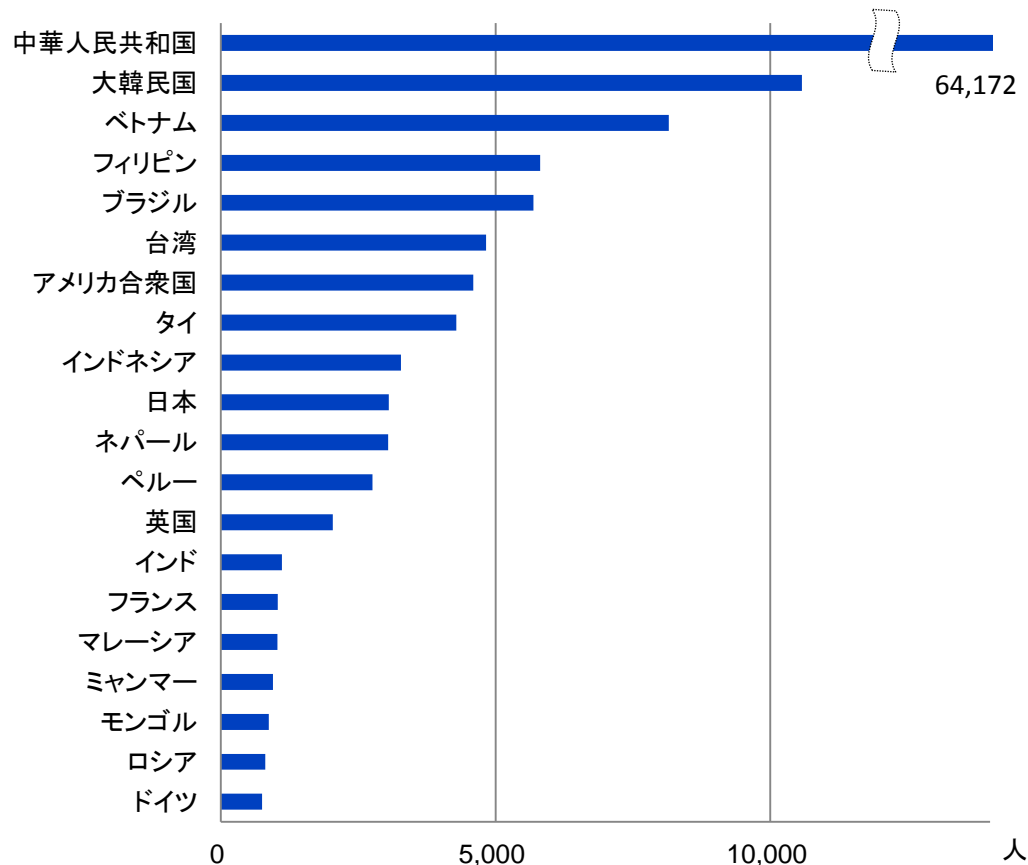
外国人に対する日本語教育の推進－国内における日本語学習者について－

- 国内の日本語学習者数13万人のうち、8割を占める11万2千人がアジア地域の出身。
- 国・地域別では、中国が6万4千人と最も多く、韓国、ベトナム、フィリピンと続く。

出身地域別の日本語学習者数



国・地域別の日本語学習者数（上位20か国・地域）



外国人に対する日本語教育の推進

(平成24年度予算額 243百万円)
平成25年度予算額 216百万円

審議会における検討

○文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について、①「標準的なカリキュラム案」(平成22年5月)、②「カリキュラム案活用のためのガイドブック」(平成23年1月)、③「教材例集」及び④「日本語能力評価」(平成24年1月)、⑤「日本語指導力評価」(平成25年2月)を取りまとめ。[平成25年度以降、周知・活用を図る。]

また、日本語教育小委員会の下に設置した課題整理に関するワーキンググループにおいて、⑥「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)を取りまとめ。[今後、本報告を基に更に検討。]

具体的な事業の実施

「生活者としての外国人」 のための日本語教育事業

(24年度予算額 195百万円)
25年度予算額 164百万円

○地域日本語教育実践プログラム

・「標準的なカリキュラム案」等を活用した取組

・地域資源の活用・連携による総合的取組

○地域日本語教育コーディネーター研修

○地域日本語教育の総合的な推進体制の構築に関する実践的調査研究

条約難民及び 第三国定住難民に 対する日本語教育

(24年度予算額 32百万円)
25年度予算額 34百万円

日本語教育に関する調査 及び調査研究

(24年度予算額 5百万円)
25年度予算額 5百万円

○日本語教育に関する実態調査等

○諸外国における外国人に対する自国語教育・普及施策に関する調査研究

日本語教育研究協議会等 の開催

(24年度予算額 2百万円)
25年度予算額 9百万円

○日本語教育研究協議会

○都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修

省庁連携日本語教育 基盤整備事業

(24年度予算額 9百万円)
25年度予算額 4百万円

○日本語教育コンテンツ共有化推進事業

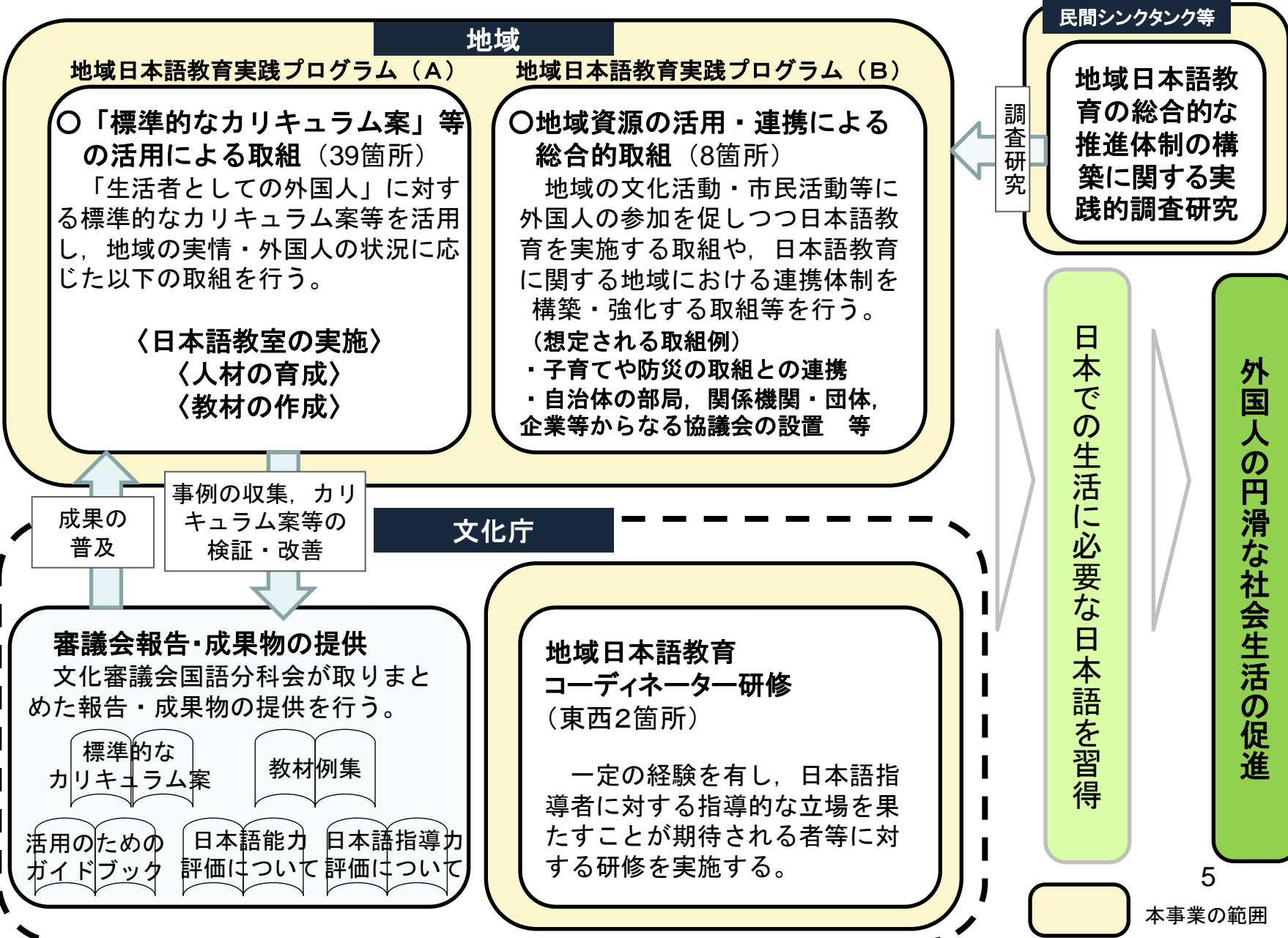
○日本語教育推進会議等

- ・日本語教育推進会議
- ・日本語教育関係府省連絡会議

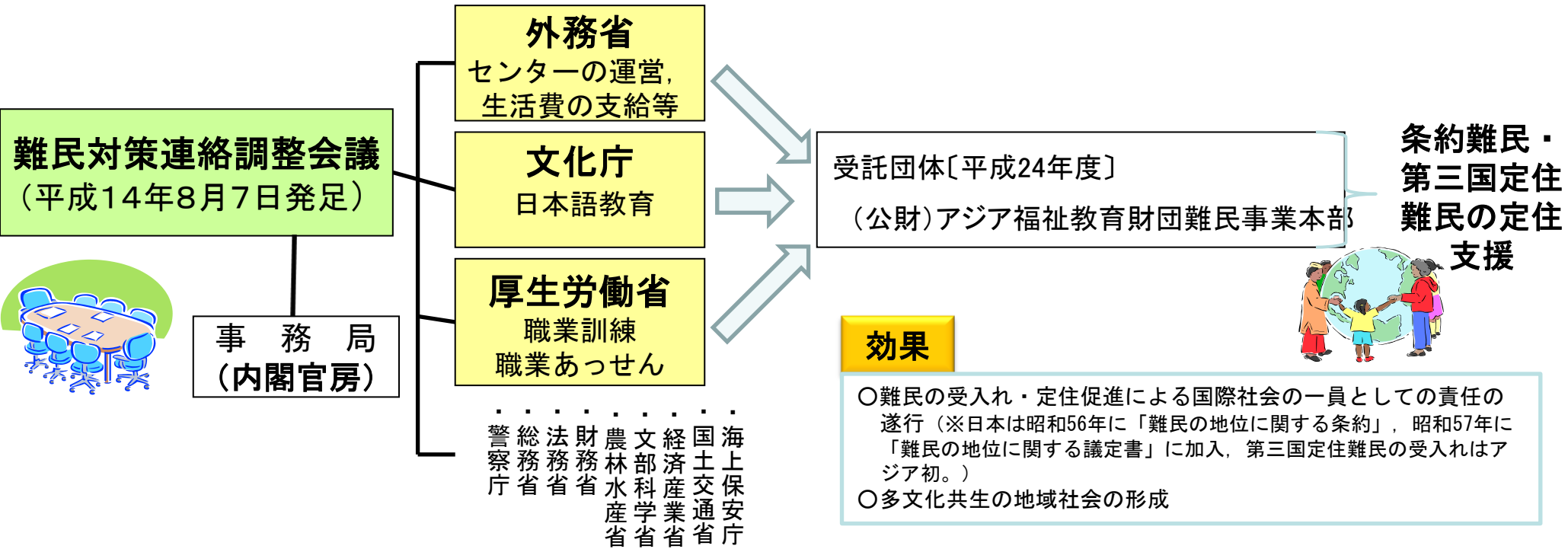
「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

背景
課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策（Ⅱ国の施策）を講じていく必要

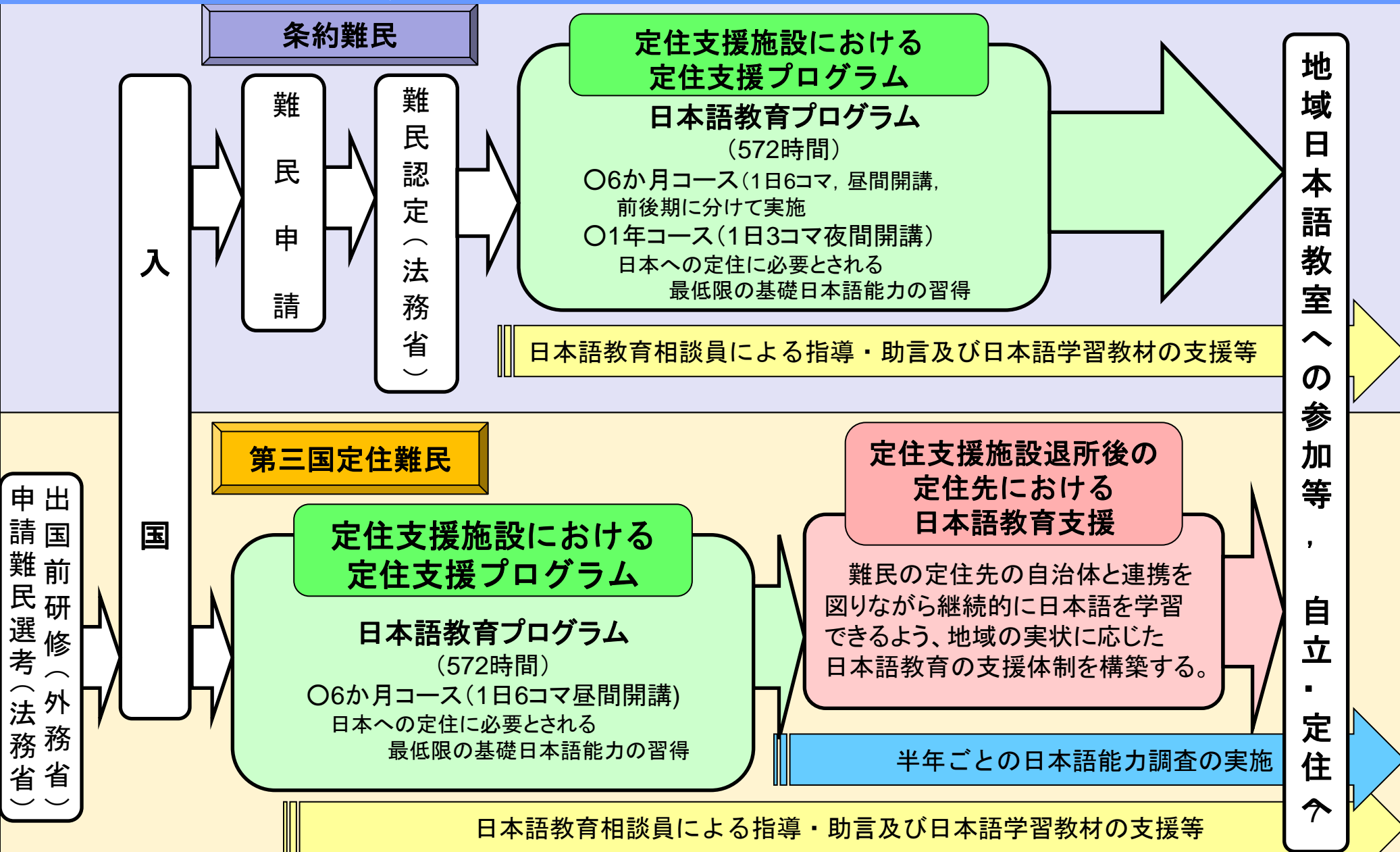


難民の定住支援体制



条約難民	<p>「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)に定義された難民の要件(※)に該当し、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)によって認定された者。</p> <p>(※)人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの。</p>
第三国定住難民	<p>難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させることを第三国定住による難民の受入れと言い、これにより受入れる者。自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。</p> <p>(他に、米国、オーストラリア、カナダ、スウェーデン、ノルウェー等が受入れを行っている。)</p>

難民に対する日本語教育事業



日本語教育研究協議会等の開催

事業の経緯・目的

・平成2年の改正出入国管理及び難民認定法の施行以降、在留外国人は平成2年末の約108万人から平成24年末の約204万人、平成2年に約6万人だった日本語学習者数は、平成24年には約14万人となり、日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増加。

・文化庁では特に「生活者としての外国人」にとって必要な日本語教育を推進するため、文化審議会国語分科会において

- ①「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について(平成22年5月)
- ②「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック(平成23年1月)
- ③「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集(平成24年1月)
- ④「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について(平成24年1月)
- ⑤「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について(平成25年2月)

を取りまとめた。

・日本語教育小委員会に設置された「課題整理に関するワーキンググループ」において

「日本語教育に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)

を取りまとめた。

・平成25年度以降はこの報告書で示されている11の論点について広く意見交換を行った上で、課題の優先順位と基本的な方向性等の検討を行う。

日本語教育研究協議会

【目的】

カリキュラム案等を活用する能力の向上及び日本語教育に対する理解の増進

【参加者】

日本語指導者等

【開催場所】

例年開催している東京に新たに全国3地域(仙台・大阪・福岡)を加え実施

【参加者数】

東京は約500名。ほかの3地域は各約100名

【主な内容】

- ・ハンドブックの解説
- ・カリキュラム案等を活用するための演習
- ・カリキュラム案等を活用した取組の事例発表

都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者研修

【目的】日本語教育施策の企画立案能力の向上

【参加者】自治体の日本語教育担当者

【開催場所】東京(11月予定)

【参加者数】約60名

【主な内容】

- ・日本語教育施策の企画・立案に係る演習
- ・ハンドブックの解説

地域における日本語教育協議会

【目的】

各地の日本語教育に関する取組の状況及び課題等の共有

【参加者】

都道府県及び政令指定都市(地域国際化協会を含む)の日本語教育担当者

【開催場所】

全国を4ブロックに分け、仙台・東京・大阪・福岡で開催

【主な内容】

- ・日本語教育小委員会の審議状況の報告
- ・各地の日本語教育に関する課題についての情報共有及び検討

省庁連携日本語教育基盤整備事業 (日本語教育コンテンツ共有化推進事業)

従来

日本語教育関係府省庁・機関等が、それぞれの目的や対象者に応じて事業を実施し、各種資料・情報を作成・収集・提供している。全体として、それらのコンテンツを総合的・効率的に活用できる基盤が整備されていない。



日本語教育の総合的推進を図る基盤の整備が必要

日本語教育
コンテンツ
共有化システム

日本語教育に関する各種コンテンツ(教材, 論文, 報告書, 団体・人材情報等)を共有し, ①信頼性のある情報を, ②確実に, かつ③効率的に探し出せ, 活用できる仕組みを構築する必要がある



平成25年4月1日スタート!
<http://nihongo-ews.jp/>

各地で作成した日本語教育の教材等, コンテンツの検索が容易に!

※今後, 継続して日本語教育に関するコンテンツを収集し, 更なる充実を図る。

